

議案第27号関係資料

農業委員会の委員の任期および定数の取扱いについて

平成 15 年 11 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(8) 農業委員会の委員の任期および定数の取扱い

農林専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 農業委員会の定数、任期	<p>【委員定数】</p> <p>選挙 20人</p> <p>議会推薦 5人</p> <p>新あきた農業協同組合推薦 1人</p> <p>秋田中央農業共済組合推薦 1人</p> <p>計 27人</p> <p>【任期】</p> <p>3年</p> <p>現委員の任期 平成17年7月19日まで</p>	<p>【委員定数】</p> <p>選挙 12人</p> <p>議会推薦 3人</p> <p>新あきた農業協同組合推薦 1人</p> <p>秋田中央農業共済組合推薦 1人</p> <p>計 17人</p> <p>【任期】</p> <p>3年</p> <p>現委員の任期 平成17年7月19日まで</p>	<p>【委員定数】</p> <p>選挙 11人</p> <p>議会推薦 3人</p> <p>新あきた農業協同組合推薦 1人</p> <p>秋田中央農業共済組合推薦 1人</p> <p>計 16人</p> <p>【任期】</p> <p>3年</p> <p>現委員の任期 平成17年9月29日まで</p>	<p>編入合併に伴い、原則どおり一農業委員会とするか、複数の農業委員会とするか、農委法34条により従前の行政区域ごとに農業委員会を置くかが検討課題</p> <p>合併後の選挙による委員定数は最小10人から最大40人まで選択できるかが検討課題</p> <p>合併特例法に基づく在任特例を適用するかどうかが検討課題</p> <p>選挙による委員の選挙区を設けるか、設けるとすればどのように区分けするか検討課題</p>	<p>合併時に河辺、雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。</p> <p>合併後の選挙による委員定数は20人とする。ただし、農業委員会等に関する法律で「農地部会」に関する規定の改正があったときは再度検討する。</p> <p>河辺・雄和町農業委員の失職により農地法等業務に支障を来すことのないよう、合併特例法第8条を適用する。</p> <p>合併に伴い農業委員の担当エリアも広域化することから複数の選挙区を設ける。区分けにあたっては地域性を考慮し秋田市に3、河辺町に1、雄和町に2の選挙区を設ける。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
2 農業委員会の運営	<p>【農業委員会総会の開催】 毎月1回(1月は2回)、年13回開催 (委員改選の年には、市長招集の総会が1回加わる)</p> <p>【審議内容】 ・農地転用等許認可等 ・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定及び所有権移転 ・その他協議・報告事項</p> <p>【事務内容】 ・農地転用許可申請書受付締切 毎月20日</p>	<p>【委員会の開催】 毎月下旬1回、年12回開催 (委員改選の年には、町長招集の総会が1回加わる)</p> <p>【審議内容】 ・農地転用等許認可等 ・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定及び所有権移転 ・その他協議・報告事項</p> <p>【事務内容】 ・農地転用許可申請書受付締切 毎月15日</p>	<p>【農業委員会総会の開催】 毎月1回、年12回開催 (委員改選の年には、町長招集の総会が1回加わる)</p> <p>【審議内容】 ・農地転用等許認可等 ・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定及び所有権移転 ・その他協議・報告事項</p> <p>【事務内容】 ・農地転用許可申請書受付締切 毎月15日</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
3 委員報酬、費用弁償等	<p>【報酬】(月額) 会長 87,000円 会長代理 55,000円 委員 51,000円</p> <p>【費用弁償】 農業委員の住居と農業委員会の参会場所の片道距離により支給</p> <p>4km未満 1日につき 3,500円 4km～8km 1日につき 4,000円 8km～10km 1日につき 4,500円 10km以上 1日につき 5,000円</p>	<p>【報酬】(月額) 会長 35,000円 会長代理 30,000円 委員 30,000円</p> <p>【費用弁償】 会議出席、現地調査等 1kmにつき 30円</p>	<p>【報酬】(月額) 会長 35,000円 会長代理 30,000円 委員 30,000円</p> <p>【費用弁償】 会議出席、現地調査等 バス運賃として 片道100円×2回</p>	報酬額、費用弁償額が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
4 事務局機構、職員数	職員数 13名(定数条例 19名) 事務局長 参事 庶務担当 2名 局長補佐 農地調整担当 5名 農業振興担当 3名	職員数6名(定数条例6名) 事務局長 農地調整・農地振興・庶務係長 1名 農地調整・農地振興・庶務係 2名 地籍係長 1名 地籍係 1名	職員数2名(定数条例3名) 事務局長 事務局職員 1名		合併時に秋田市の制度に統一する。